

## ○所沢市商業振興条例 平成 18 年 3 月 27 日 条例第 5 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、商業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 商業の振興は、商業者(市内で商業活動を行う者をいう。以下同じ。)の自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、市民生活の向上を図るため、商業者、市、産業団体等の協働により、市民の理解と協力のもとに推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、商業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

(1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。

(2) 大規模な小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本方針に基づき、商業者に対する支援等必要な施策を展開し、積極的な事業活動への取組を促すものとする。

2 市は、商業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 融資あっせん及び助成

(2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談

(3) 創業に対する支援

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、商業の振興を図るため必要な事項

### (商業者等の責務)

第 4 条 商業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇等に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 市内において事業を営む者は、市、産業団体等が行う商業振興のための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会へ加入し、相互に協力するよう努めるものとする。

4 商店街において事業を営む者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

### (産業団体の責務)

第 5 条 所沢商工会議所その他の産業団体は、商業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力し、積極的に商業振興のための施策を実施するものとする。

2 所沢商工会議所その他の産業団体は、前項に規定する支援及び施策を実施するため、市内において事業を営む者の積極的な参加を求めるものとする。

### (市民の理解と協力)

第 6 条 市民は、商業者及び商店会が行う商業振興のための取組が地域社会を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、その取組に協力するよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。